

## 5-1 大阪総合保育大学学位規程

(目的)

第1条 本規程は、大阪総合保育大学学則(以下「大学学則」という。)および大阪総合保育大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)の規定に基づき、大阪総合保育大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位の名称は、次のとおりとする。

- (1) 児童保育学部 学士(教育学)
- (2) 児童保育研究科博士前期課程 修士(教育学)
- (3) 児童保育研究科博士後期課程 博士(教育学)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本学学部の課程を修了した者に授与する。

- 2 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士前期課程を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、本大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。
- 4 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院学則の規定に基づき、博士学位請求論文の審査および試験に合格し、かつ本大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが認定された者にも授与することができる。

(審査対象)

第4条 本大学院学則に規定する審査を受けるべき博士学位請求論文、修士論文もしくは実践研究報告書は、次のとおりとする。

児童保育研究科博士後期課程—博士学位請求論文

児童保育研究科博士前期課程—修士論文もしくは実践研究報告書

(学位論文等の提出)

第5条 修士の学位を得ようとする者は、所定の学位申請書(別表第1)に修士論文もしくは実践研究報告書を添え、研究科長に提出しなければならない。

- 2 第3条第3項により博士の学位を得ようとする者は、所定の学位申請書(別表第1)に博士学位請求論文、博士学位請求論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文を添え、研究科長に提出しなければならない。

- 3 修士論文もしくは実践研究報告書または博士学位請求論文の提出の時期および試験の期日、方法については、別に定める。

(学位授与の申請)

第6条 第3条第4項により博士の学位請求論文を提出して学位の授与を申請する者は、あらかじめ出願資格審査に合格しなければならない。その出願資格審査については、別に定める。

- 2 出願資格審査に合格した者は、学位申請書に、博士学位請求論文、博士学位請求論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、研究業績一覧、履歴書(別表第2)に論文審査料を添えて学長に提出するものとする。
- 3 本大学院博士後期課程に所定の修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、大学院学則に定める研究生として在学し、博士の学位の授与を申請するときは、前条第2項による学位として取り扱うものとする。ただし、特別の事由がある場合は、大学院学則に定める研究生として在学しなくても前条第2項による学位を申請できるものとする。その期間は、退学後3年以内とする。
- 4 提出された博士学位請求論文については、研究科教授会の議を経て、学長が受理する。
- 5 学長は前項により提出された博士学位請求論文の審査を研究科長に付託する。
- 6 受理した博士学位請求論文、博士学位請求論文の要旨、参考論文、研究業績一覧、履歴書等および論文審査料は返還しない。

(学位論文等の審査)

第7条 研究科長は修士論文もしくは実践研究報告書または博士学位請求論文(以下「学位論文等」という。)の提出または付託を受けたときは、研究科教授会にその審査を依頼する。

- 2 研究科教授会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行うものとする。
- 3 研究科教授会は、学位論文等を審査するため、学位論文等ごとに審査委員会を設ける。

(審査委員会)

第8条 修士論文もしくは実践研究報告書を受理したときは、審査委員会は、主指導教員と副指導教員ならびに研究科教授会で選出された教員1名でもって組織する。

- 2 博士学位請求論文を受理したときは、審査委員会は、主指導教員と副指導教員のほかに、他大学の大学院、研究所等の教員等(博士号取得者に限る)を1名以内に限り審査委員に加えるものとする。

(公開審査会)

第9条 博士学位請求論文の審査および試験に当たっては、研究科長は当該論文の内容に関する公開審査会を開催するものとする。なお、公開審査会の次第は開催日の少なくとも

10日前に告知しなければならない。

- 2 公開審査会において博士学位請求論文の修正が必要とされた場合は、論文の内容が大きく変わらない程度の字句や誤字・脱字等の「軽微な修正」に限り認める。また、この修正事項は判定の際に明示する必要があるため、正誤表にまとめ、速やかに研究科に提出しなければならない。
- 3 公開審査会において博士学位請求論文が不可とされ、申請者から申請の取り下げがあった場合、研究科判定教授会以前に限り、それを認める。申請者が修正を加え、再度学位申請を行った場合には、次年度以降、新たな博士学位請求論文とみなして審査する。

(審査結果の報告)

第10条 審査委員会は、審査および試験の結果について、文書により研究科長に報告しなければならない。

(課程修了および授与資格の認定)

第11条 研究科長は前条の報告に基づき、研究科判定教授会に学位論文等の審査および試験の結果を提案し、その課程の修了の可否について審議し、決定する。

- 2 第3条第4項により学位の申請のあった者については、学位授与要件の有無について、審議し、決定する。
- 3 本条第1項および第2項に規定する合格の議決を行う場合には、構成員の3分の2以上が出席する研究科判定教授会において出席者の過半数が賛成しなければならない。

(審議結果の報告)

第12条 研究科判定教授会が前条第1項および第2項の議決を行ったときは、研究科長は速やかに文書により学長に報告しなければならない。ただし、不合格者についてはその氏名のみを報告するものとする。

(学位の授与)

第13条 学長は前条の報告に基づき、課程の修了または授与資格を認定した者に学位記を授与する。また、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位記の様式)

第14条 学位記の様式は別表第3、別表第4、別表第5および別表第6のとおりとする。

(学位論文等の提出・保存)

第15条 本大学院で学位を授与された者は、学位論文等2部ならびに電子媒体(CD-R)を1枚本学附属図書館に提供するものとする。

(学位の名称の使用)

第16条 本大学院で学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、当該専攻分野の名称を記し、当該学位を授与した本大学院名を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第17条 本大学院において博士の学位を授与したときは、学長は、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に報告するものとする。

(博士論文の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、「学位規則の一部を改正する省令」(平成25年3月11日公布、同年4月1日施行、平成25年文部科学省令第5号)の定めにより、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネット上に公表するものとする。

(学位の取消)

第19条 本学において学位を授与された者に次の事実があったときは、学位を取り消し、学位簿より削除し、学位記を返付せしめ、かつ、その旨を公表する。

- (1) 不正な方法によって、学位の授与を受けた事実が判明したとき
- (2) 名誉を汚辱する行為があったとき

2 研究科教授会が前項の議決を行う場合は、第11条第3項の規定を準用する。

(雑則)

第20条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(事務担当部署)

第21条 本規程に関する事務は、教務課が担当する。

(改廃)

第22条 本規程の改廃は、研究科教授会ならびに教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 本規程は平成26年4月1日より施行する。
- 2 本規程は平成29年2月1日より改正施行する。

## 5-2 大阪総合保育大学大学院児童保育研究科学位（課程博士）審査規則

（目的）

第1条 本規則は、「大阪総合保育大学学位規程」第3条第3項に基づく博士の学位（以下「課程博士」という。）の審査について定めるものである。

（学位審査予備審査）

第2条 大阪総合保育大学大学院児童保育研究科博士後期課程（以下「後期課程」という。）に在籍し、博士学位申請論文を提出しようとする者は、事前に学位審査予備審査に合格しなければならない。

2 予備審査を受けようとする者は期日までに第3項に定める書類を提出しなければならない。

3 予備審査に際し提出する書類およびその書式は、以下に定めるものとする。

- (1) 学位審査予備審査申請書（様式第1号） 1部
- (2) 博士学位申請論文執筆計画書（以下「執筆計画書」という。） 1部

（学位審査予備審査会）

第3条 学位審査予備審査会の構成は、以下に掲げる者とする。

- (1) 研究科長
- (2) 当該年度における指導教員全員

2 学位審査予備審査会委員長は研究科長とする。

（審査基準）

第4条 学位審査予備審査（以下「予備審査」という。）における審査は、以下の基準に基づいて厳正に行うものとする。

- (1) 本学博士後期課程の修了要件単位の修得（または見込み）の確認
- (2) 少なくとも、博士学位申請論文のテーマに関連する査読付き研究論文が国内外の学会誌・学術雑誌・紀要等に2点以上あること（掲載予定証明のある場合を含む。）、または査読付き研究論文1点およびこれに準ずる論文（査読なしの研究論文、査読付き研究ノート・資料論文等）が2点以上あること（掲載予定証明のある場合を含む。）
- (3) 当該執筆計画書が、本学が授与する博士の学位を授与するにふさわしいものとして完成する見込みがあること
- (4) 当該執筆計画書が、当該学生の研究業績をふまえ、その集大成と認められる内容として完成する見込みがあること
- (5) 当該執筆計画書の属する研究領域において、独創性ある展開の可能性があること

(合否の判定)

第5条 予備審査における合否の判定は、学位審査予備審査会構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の過半数が賛成しなければならない。

(審査結果の通知)

第6条 学位審査予備審査における審査結果については、研究科長が当該学生に文書によって通知するものとする。

(博士学位申請論文の審査)

第7条 博士学位申請論文の審査については、「学位規程」第7条の規定に基づく。

(学位審査会)

第8条 学位審査会は博士学位申請論文の提出者の主および副指導教員と、研究科教授会において選出された他大学の大学院、研究所等の教員（博士号取得者に限る。）1名以内をもって組織する。

2 課程博士の学位を申請することのできる者は、以下に掲げる者とする。

(1) 後期課程に在籍し所定の単位を修得および修得見込みの者で、予備審査において博士学位申請論文の提出を認められた者

(2) 予備審査合格後、所定の単位を修得して退学した者で、退学後3年以内である者

3 前項第1号および第2号に規定する者が課程博士の学位を申請しようとするときは、以下の書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 学位申請論文審査願(様式第2号) 1部

(2) 学位申請論文 表紙(様式第3号)をつけ、レポートファイルに綴じこんだ状態のもの 3部

① 学位申請論文の使用言語は、原則として日本語とする。英語で記述する場合には、指導教員と本研究科の了承を得ること。

② 学位申請論文は、400字詰め原稿用紙100枚以上(引用・資料を除く。)またはPC使用の場合は、A4用紙で40,000字以上(10.5ポイント、40字×30行、引用・資料を除く。)とする。英語によるものは、60 スローク×25 行を 1 頁として、100頁以上とする。

③ 学位申請論文は、レポートファイルに、内扉、目次、本文、引用・資料の順に綴り込むこと。

④ 学位申請論文は、中央下にページ番号を記すこと。

(3) 論文の内容の要旨(様式第4号) 3部

① 要旨は、原則として1枚とし、複数枚にわたる場合は中央下にページ番号を記し、レポートファイルに綴り込むこと。

② 要旨には、英文の概略を盛り込むこと。

- (4) 参考論文のあるときは当該参考論文の写し 3部
- ① 参考論文の写しは、ファイルに綴り込み、参考論文の写しごとに見出しをつけること。
- ② ファイルの表には、参考論文の写しであることを明記するとともに、学籍番号、氏名を記すこと。
- (5) 学位申請論文および要旨の磁気媒体
- 4 第2項第3号に規定する者が課程博士の学位を申請しようとする時は、前項に掲げる書類のほか、以下の書類をレポートファイルに綴り込み、研究科長に提出しなければならない。
  - (1) 研究業績一覧 3部
  - (2) 履歴書 1部
- 5 学位審査に合格した者は、指定された期日までに、長期保存に耐えるハードカバー製本を施した学位論文を3部提出するものとする。

(学位審査委員会)

第9条 学位審査委員会の構成については、「学位規程」第8条の規定に基づく。

2 審査委員会に委員長を置き、委員長は、審査委員の互選によるものとする。

(審査基準)

第10条 学位審査は、以下の基準に基づいて厳正に行うものとする。

- (1) 当該博士学位申請論文が、当該申請者の研究業績をふまえ、その集大成と認められる内容であること
- (2) 当該博士学位申請論文の属する研究領域において、独創性が認められること
- (3) 当該博士学位申請論文の属する研究領域において、その水準の引上げに資するものであると認められること
- (4) 当該博士学位申請論文に、他の研究領域を含む学際性が認められること
- (5) 本学大学院が授与する博士の学位にふさわしいと認められるものであること

(審査結果の報告)

第11条 博士学位申請論文の審査結果および試験結果については、「学位規程」第9条の規定に基づく。

(合否の決定)

第12条 博士学位申請論文の合否の議決を行う場合には、研究科教授会構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の過半数が賛成しなければならない。

(審議結果の報告)

第13条 審議結果の報告については、「学位規程」第11条の規定に基づく。

(雑則)

第14条 本規則に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

(事務担当部署)

第15条 本規則に関する事務は、教務課が担当する。

(改廃)

第16条 本規則の改廃は、研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 本規程は、平成26年2月10日から改正施行する。
- 2 本規程は、平成30年2月20日から改正施行する。

### 5-3 大阪総合保育大学大学院児童保育研究科学位（論文博士）審査規則

（目的）

第1条 本規則は、「大阪総合保育大学学位規程」第3条第4項に基づく博士の学位（以下「論文博士」という。）の審査について定めるものである。

（申請資格）

第2条 論文博士の学位を申請することのできる者は、「大阪総合保育大学学位規程」（以下「学位規程」という。）第3条第4項の定めによるものとする。

（出願資格審査）

第3条 論文博士の学位を申請しようとする者（以下「学位申請予定者」という。）は、あらかじめ出願資格審査に合格しなければならない。

2 学位申請予定者は、論文の主題に適合する本大学院教員（以下「受け入れ教員」という。）の紹介に基づき、期日までに、出願手数料50,000円を添えて第3項に定める書類を提出しなければならない。

3 出願資格審査に際し提出する書類およびその書式は、以下に定めるものとする。

(1) 学位審査出願資格審査申請書（様式第1号） 1部

(2) 学位申請出願資格審査論文（以下「出願資格審査論文」という。） 3部

① 出願資格審査論文の使用言語は、原則として日本語とする。

② 出願資格審査論文は、「はじめに（序論）」、「本論」、「おわりに（結論）」などの章節およびそれらの題目、すなわち学位請求論文の構成を明確にする目次を記すこと。

③ 出願資格審査論文は、400字詰め原稿用紙100枚以上（引用・資料を除く。）、またはPC使用の場合は、A4用紙で40,000字以上（10.5ポイント、40字×30行、引用・資料を除く。）とすること。

④ 出願資格審査論文は、中央下にページ番号を記すこと。

⑤ 出願資格審査論文の要旨は、原則として1枚とし、複数枚にわたる場合は中央下にページ番号を記し、レポートファイルに綴り込むこと。

⑥ 要旨には、英文の概略を盛り込むこと。

4 研究科長は、前項に規定する書類を受理したときは、受け入れ教員に出願資格審査を行わせるものとする。

（審査基準）

第4条 出願資格審査は、以下の基準に基づいて厳正に行うものとする。

(1) 当該出願資格審査論文が、本学が授与する博士の学位を授与するにふさわしいものとして完成する見込みの有無

- (2) 出願資格審査論文が、申請者の研究業績をふまえ、その集大成と認められる内容として完成する見込みの有無
- (3) 出願資格審査論文の属する研究領域において、独創性ある展開の可能性の有無
- (4) 出願資格審査論文の属する研究領域において、その水準の引き上げに資する可能性の有無
- (5) 出願資格審査論文に、他の研究領域を含む学際性ある展開可能性の有無

(出願資格審査結果の報告)

第5条 受け入れ教員は、出願資格審査の結果を博士論文出願資格審査報告書により、研究科長に報告するものとする。

(合否の判定)

第6条 研究科長は、提出された博士論文出願資格審査報告書に基づき、研究科教授会において合否を審議し、決定する。

- 2 前項に規定する合否の議決を行う場合には、研究科教授会構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の過半数が賛成しなければならない。

(審査結果の通知)

第7条 出願資格審査における審査結果については、研究科長が学位申請予定者に文書によって通知するものとする。

- 2 受け入れ教員は、合否の判定により出願資格審査に合格した者に対して、必要な論文指導を行うことができる。

(申請手続き等)

第8条 出願資格審査に合格した者は、「学位規程」第6条第2項に規定する書類各3部のほか、以下の号に定める論文審査料200,000円を添えて、学長に提出しなければならない。ただし、本学専任教員の場合は、100,000円とする。

- 2 「学位規程」第6条第1項に規定する提出書類の様式・体裁については、「大阪総合保育大学大学院研究科学位(課程博士)審査規則」第8条第3項及び4項の規定に基づくものとする。
- 3 提出された博士学位申請論文については、研究科教授会の議を経て、学長が受理する。
- 4 論文博士の学位申請は、学長の指定する期日までに行うものとする。

(博士学位申請論文の審査)

第9条 博士学位申請論文の審査については、「学位規程」第7条の規定に基づく。

(学位審査委員会)

第11条 審査委員会については、「学位規程」第8条の規定に基づく。

2 審査委員会に委員長を置き、委員長は、研究科教授会の互選によるものとする。

(審査基準)

第12条 博士学位申請論文の審査基準は、以下の基準に基づいて厳正に行うものとする。

- (1) 当該博士学位申請論文が、当該申請者の研究業績をふまえ、その集大成と認められる内容であること
- (2) 当該博士学位申請論文の属する研究領域において、独創性が認められること
- (3) 当該博士学位申請論文の属する研究領域において、その水準の引上げに資するものであると認められること
- (4) 当該博士学位申請論文に、他の研究領域を含む学際性が認められること
- (5) 本学大学院が授与する博士の学位にふさわしいと認められるものであること

(審査結果の報告)

第13条 博士学位申請論文の審査結果および試験結果については、「学位規程」第9条の規定に基づく。

(合否の決定)

第14条 研究科長は、前条の報告に基づき、研究科教授会において合否を審議し、決定する。

2 前項に規定する合否の議決を行う場合には、研究科教授会構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の過半数が賛成しなければならない。

(審議結果の報告)

第15条 審議結果の報告については、「学位規程」第11条の規定に基づく。

(雑則)

第16条 本規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(事務担当部署)

第17条 本規則に関する事務は、教務課が担当する。

(改廃)

第18条 本規則の改廃は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 本規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 本規則は、平成27年6月23日から改正施行する。